

意見等募集の結果について

案 件	茨木市総合保健福祉計画（第3次）（案）について
結果の公表場所	ホームページ、地域福祉課、福祉総合相談課、障害福祉課、健康づくり課、長寿介護課、発達支援課窓口、情報ルーム（市役所南館1階）
意見募集期間	令和6年1月23日から2月21日まで
意見提出件数	25 人 59 件
意見募集時 公表資料	<ul style="list-style-type: none">・パブコメ意見提出方法・総合保健福祉計画（案）・各計画概要
結果公表日	令和6年3月27日
担当課	福祉部 地域福祉課 政策係 電 話：072-620-1634 F A X：072-621-1660 Eメール：chiikifukushi @city.ibaraki.lg.jp

パブリックコメントの意見概要と市の考え方

◎意見件数

25人、59件

◎計画別の意見提出人数と意見件数

計画名称		提出人数（人）	意見件数（件）
第1編	総合保健福祉計画	1	2
第2編第1章	地域福祉計画	3	5
第2編第2章	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	16	26
第2編第3章	障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画	6	9
第2編第4章	いのち支える自殺対策計画	0	0
第2編第5章	健康いばらき21・食育推進計画	2	4
その他		6	13
合 計		34	59

※提出人数合計は延数

◎目次

第1編	総合保健福祉計画	1
第2編第1章	地域福祉計画	2
第2編第2章	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	3
第2編第3章	障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画	5
第2編第4章	いのち支える自殺対策計画（意見なし）	
第2編第5章	健康いばらき21・食育推進計画	7
その他		9

パブリックコメントの意見概要と市の考え方
 茨木市総合保健福祉計画（第3次）
 第1編 総合保健福祉計画（第3次）

No.	分類	頁	パブリックコメントによる意見の概要	市の考え方
1	1 総合	48	(2) 地区保健福祉センターの整備中、センターの周知、広報について格別の取組をされたい。	今後も周知、広報に努めてまいります。
2	1 総合	60	第2節 進行管理を公表されたい。	各年度に実施する審議会、分科会において進行管理を行います。会議は公開となっており、傍聴していただけるほか、会議の内容につきましては、開催後ホームページ等で公表いたします。

パブリックコメントの意見概要と市の考え方
 茨木市総合保健福祉計画（第3次） 第2編 分野別計画
 第1章 地域福祉計画（第4次）

No.	分類	頁	パブリックコメントによる意見の概要	市の考え方
1	2-1 地域福祉	70	②「社会を明るくする運動」の推進中、広報を拡充されたい。	今後も広報に努めてまいります。
2	2-1 地域福祉	80	現地域福祉計画で記載のあった「部落差別は重要な地域課題であり、その解消を推進し、部落差別のない社会を実現すること」という趣旨の記載がない。次期計画についても記載されたい。	ご意見を踏まえ、地域福祉計画策定の趣旨に追記いたします。
3	2-1 地域福祉	86 87	再犯防止推進計画における居住支援の検討について 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律2条によれば、保護観察等対象者は住宅確保要配慮者には該当しません。 一方で同条6項の国土交通省令(住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則【(平成 29 年国土交通省令第 63 号)】)3条8項では、保護観察等対象者を住宅確保要配慮者としてあげています。 また、法務省第二次再犯防止推進計画においても「居住支援法人との連携強化」が記載されています。 以上の法令等を踏まえ、Osakaあんしん住まい推進協議会との連携や、市営住宅の活用など、保護観察等対象者に対する居住支援を検討されてはいかがでしょうか。	居住支援法人等と連携して取り組んでまいります。
4	2-1 地域福祉	88 89	茨木市ホームレスの現状把握の検討 生活困窮者に対する支援計画が記載されている一方で、その前段階にあたるであろうホームレスの方々について触れられていません。 ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法第6条では「地方公共団体におけるホームレスに関する問題の実情に応じた施策を策定し、及びこれを実施するものとする。」としています。 茨木市に10年以上生活している中で野宿生活者とおぼしき方を複数名存じ上げております。 まずは茨木市としてホームレスの方がどの程度存在し、またどのような支援を必要としているかなどの調査・分析を行う必要があると考えます。	ホームレス巡回型相談事業を広域で委託し、調査や支援を実施しております。今後も関係機関と連携の上、支援を進めてまいります。
5	2-1 地域福祉	106	高齢者の生活支援体制整備の推進中、取組の周知、啓発を徹底されたい。	今後も取組の周知、啓発に努めてまいります。

パブリックコメントの意見概要と市の考え方
 茨木市総合保健福祉計画（第3次） 第2編 分野別計画
 第2章 高齢者保健福祉計画（第10次）・介護保険事業計画（第9期）

No.	分類	頁	パブリックコメントによる意見の概要	市の考え方
1	2-2 高齢介護	165	第2編第2章第2節基本目標6施策（2） 介護給付適正化事業の推進 ケアプランの点検・住宅改修・福祉用具貸与等の点検などにサービスの「適正化」とありますが、言葉としては読み進めそうですが、実際に母や義母が利用している私からみると福祉サービスの減少や低下にしか思えません。 利用しやすい適正化をお願いします。	介護給付適正事業の目的は過不足のないサービスを事業者が提供できるよう促し、その結果「持続可能な介護保険制度の構築」を目指すものです。今後も利用者、事業所の双方に適切な介護保険サービスの利用を進めてまいります。
2	2-2 高齢介護		市の保健医療センターを保健医療施策の拠点施設ときちんと位置付け、介護予防教室をなくすのではなく、保健医療センターでの実施復活をぜひ望みます。 地域の自主的介護予防活動を支援する大きな力となります。たくさんの予算が必要な訳でもありません。市民の健康増進に役立つとてもいい事業です。（同様の意見ほか9件）	国の介護保険法改正に伴い、平成18年度から全国的に介護予防事業が始まりました。当初「介護予防」の意味や必要性の認知度が低かったこと、また、民間スポーツジムは若者中心のプログラムであったこともあり「介護予防」を市民へ周知・啓発する目的として、高齢者向け運動教室を市で開始しました。現在、10年以上の年月が経過し民間スポーツジムや市の体育館、公共施設等では高齢者向け運動プログラムや講座が開催されています。また、地域では各種教室に参加するだけでなく地域住民が主体となり、自主グループを立上げて日々健康維持と交流を楽しまれる活動が広がるなど、当初の目的であった「介護予防」の意識や取組が市域全体に広く定着したことから、市が提供する固定・継続型の教室は終了いたします。 「介護予防」には、強度の高い運動よりも家事や買い物、趣味活動や他者との交流といった日々の生活活動量の維持・確保が鍵になります。そのため市では身近で短期集中型教室での健康情報の提供や運動指導のほか住民主体の地域活動の継続・定着支援、また一時的にフレイル状態に陥った方には自立に向けた個別支援を強化してまいります。 なお、終了にあたって「地域の活動に参加しづらい」「自主グループ化の方法が分からない」といった声をいただいておりますので、現在、個別にご意向を聞きながら次の活動の場への紹介やつなぎ、グループ化に向けたマッチングといった説明会や支援を行っていますので市（長寿介護課）へご相談ください。
3	2-2 高齢介護		介護保険料の値下げをお願いします。（同様の意見ほか5件）	介護保険料基準額等については、推計した必要な介護サービス量がまかなえるよう、基金等も活用しながら設定いたします。
4	2-2 高齢介護		介護保険料がとりすぎ状態になっています。今後には、もっと財政必要度が増すとしても、適正な徴収でないと、多くの市民の不満につながります。さらに、要介護の軽度者を保険から外すとか保健の利用料の2割、3割負担者を増やす計画が言われています。介護の「社会化」が創設目標だったのに、今は再び家庭に戻す動きとなっていて、国家的「詐欺」ということばまで出ています。介護離職を生まない施策をとるべきではありませんか。	介護保険料基準額等については、推計した必要な介護サービス量がまかなえるよう、基金等も活用しながら設定いたします。また、介護保険制度の継続・存続には、介護を取り巻く状況に応じた見直しは必要と考えております。介護を必要とされる方が適切なサービスを受けることができるよう、介護保険制度の周知に努めてまいります。

パブリックコメントの意見概要と市の考え方

茨木市総合保健福祉計画（第3次） 第2編 分野別計画

第2章 高齢者保健福祉計画（第10次）・介護保険事業計画（第9期）

No.	分類	頁	パブリックコメントによる意見の概要	市の考え方
5	2-2 高齢介護		高齢者食の自立支援サービス事業について、物価高騰の折、この施策を存続させてください。（同様の意見ほか3件）	近年、民間事業者による配食サービスの充実により、量や食材の形態、また、価格、配達時間や利用回数について多様化しており、お弁当の選択肢が増えています。価格帯も市と同等の費用で購入可能な事業者もあることから市の配食サービスは終了いたします。現在、ご利用中の方には個別に事業終了のご案内と配食事業者の資料を配布しておりますので、ご自身のライフスタイルや費用面に見合う事業者を、ご検討いただくようお願いいたします。なお、事業者の選択に迷われる場合は市（長寿介護課）へご相談ください。
6	2-2 高齢介護		国に対しての制度改悪に反対する意見書を提出して下さい。 2024年度介護報酬改定案でホームヘルパーの基本報酬の引き下げ率が2～3%で過去最大の引き下げ率です。現在、ホームヘルパーの人材確保が困難で、有効求人倍率15.5倍となっています。国は「このままではサービスの提供体制が確保できない恐れがある」と認めています。認めているにも関わらずヘルパーの報酬を削減する予定は矛盾を感じざるを得ません。茨木市は国に対してこの改定はおかしいという意見書を提出していただきたい。	今回の訪問介護における報酬改定につきましては、基本報酬の引き下げだけではなく、処遇改善加算も見直しされています。特に訪問介護の処遇改善加算は他のサービスよりも高く設定され、加算取得要件が緩和されている部分もあることから、事業所によっては増収を見込むことが可能です。したがって、現在のところ介護報酬改定に反対する意見書を提出する予定はございません。
7	2-2 高齢介護		茨木市の高齢者福祉政策の基本姿勢について 現在もこれからも市の基本計画の柱は、国の提起した福祉案、「元気な高齢者によって、ケアの必要とする高齢者のケアに当たらせる、高齢者による高齢者のケア体制」を取り込んでいると思います。これを生かす目的が、双方の人間尊重に置かれているか、市の財政節減に置かれているかで、まったく内容に差が出ます。つまり、ミスマッチの発生が必ず生じることに留意されているかどうか心配されます。	高齢になっても住み慣れた地域で生活できるよう、医療・介護・住民が主体となって、それぞれが担うべき役割を担い、地域包括ケアシステムの確立に努めます。
8	2-2 高齢介護		デイサービスや訪問リハビリ、訪問看護、訪問診療を受けている中で感じるのは、実際に働いている方も受ける高齢者も気兼ねなくサービスが受けられるようになってほしいです。	現状を把握しつつ、安心してサービスが利用できるよう、適正な介護保険制度の運営に努めてまいります。
9	2-2 高齢介護		介護保険について、すでに実施されている要支援1・2の保険給付外しに続いて、要介護1・2の在宅サービスの保険給付外しとケアプラン作成の有料化を政府が検討しているとのこと。 1割負担から2割負担になるということは利用料が倍になるということです。市から府・国へ「国庫負担金の増額で公的介護制度の維持・発展」を働きかけてください。 茨木市も安心して福祉事業が進められるために、茨木市民である高齢者を守るために、この土地で生涯を終える日まで「生」を全うしてほしいと願います。	第9期介護保険事業計画におきましては、ご意見にある制度改正に関する内容は、見送られることになりました。第10期以降に向けて再度議論することとされていますので、引き続き動向を注視してまいります。

パブリックコメントの意見概要と市の考え方

茨木市総合保健福祉計画（第3次） 第2編 分野別計画

第3章 茨木市障害者計画（第5次）・障害福祉計画（第7期）・障害児福祉計画（第3期）

No.	分類	頁	パブリックコメントによる意見の概要	市の考え方
1	2-3 障害	271	「施策（3）市立障害者施設の在り方の検討」について 更なる福祉施策の後退である統廃合の検討は、更なる地域経済、地域社会の疲弊を生む悪循環で、やるべきではありません。（同様の意見ほか1件）	市の公共施設等に関しては、老朽化が進行する中、将来の人口減少や人口構造の変化等を見据えるとともに、障害者のニーズや関係法の改正などの社会情勢の変化を踏まえ、中長期的な視点を持って、時代の要請に応じる見直しを推進してまいります。
2	2-3 障害		障害の有無にかかわらず、 ・福祉サービス ・ガイドヘルプサービス ・介護保険サービス が受けられるように成れば良いと存じます。	障害福祉制度につきましては、障害者基本法、障害者総合支援法等の法令に定める対象者へ、適正に行政サービスを提供してまいります。
3	2-3 障害		地域生活支援拠点に関して柔軟的な運用として要支援が必要な世帯に対して、支給決定の迅速な運用をお願いしたいです。 通常、2週間といわれる支給決定を短縮して緊急性を考えて対応をお願いしたいです。イメージ的には、把握した段階で危機介入、今後を考える時間をもらえる期間を保証したフリーパスのような支給決定を渡しておくことです。	障害福祉サービスの支給決定にあたっては、障害者の意向とともに、法定の勘案事項及び指定特定相談支援事業所が作成するサービス等利用計画案を勘案し、適正に支給要否を決定いたします。
4	2-3 障害		地域移行、地域定着が進まない背景には、強度行動障害といった高度な専門性が必要であり、そういったスタッフの慢性的な不足が考えられます。また、受け皿である施設が不足しているのが現状であるので、市の独自の助成を含めて考えて欲しいです。また、数値目標がないのが気になります。流動的な部分もあるかもしれませんが、市が主体になって共生社会を実現するという意味でも目標値を出していただきたいです。	強度行動障害の状態にある方への支援等、専門的な技能を持つ人材の確保・養成、定着に向けた環境づくりに努めてまいります。 なお、地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助（グループホーム）につきましては、本計画において見込み量の設定を行っており、見込み量の数値は、過去3か年の利用実績の伸び率の平均という客観的な尺度を用い、利用状況の推移を設定しております。
5	2-3 障害		慢性的な居宅介護支援事業所スタッフの不足、休日の移動支援を受けてくれる事業所がないこと、身体や難病のある方に「身体介助あり」の移動支援の支給決定がでないことに対して早急に対策をお願いしたいです。相談支援従事者は社会資源があってはじめて選択肢を考えて利用者に紹介、斡旋ができます。利用者に社会資源を紹介できないのであれば、存在意義が問われます。また、移動支援における精神や知的の利用者と身体、難病の利用者の不平等な基準に関して是正をお願いしたいです。	引き続き、障害福祉サービス等の支給決定を適正に執行するとともに、障害福祉サービスの提供体制の整備に努めてまいります。 また、相談支援事業者に対しては、障害者の希望する生活の実現にあたっては、適正な公的サービスの利用と併せ、インフォーマルサービスなどの地域の社会資源を最大限活用することで総合的な支援を行うよう、また地域のネットワークを活用した社会資源の開発・改善に努めるよう指導してまいります。

パブリックコメントの意見概要と市の考え方

茨木市総合保健福祉計画（第3次） 第2編 分野別計画

第3章 茨木市障害者計画（第5次）・障害福祉計画（第7期）・障害児福祉計画（第3期）

No.	分類	頁	パブリックコメントによる意見の概要	市の考え方
6	2-3 障害		<p>○標準支給量までフリーで支給決定ができるような仕組みを考えて欲しいです。事務作業、調整作業に時間がかかるというがあるので余計に利用者に負担がかかる気がします。</p> <p>○地域生活支援事業の申請用紙といった意図的でないと思いますが、申請用紙をホームページにアップして誰でも見られるようにしていないのは、支給を抑制しようとするような考えに見えてしまいます。本来、申請用紙はオープンにしておくべきものであると考えます。</p> <p>○障害福祉課の内規や内部通知が多いのが気になります。また、人によって対応が変わったり、規定が変わったときに、関係機関にお知らせが少ないのが気になります。一言でいうと「わかりづらい」です。</p> <p>例えば就労移行支援、就労継続支援A型、B型等の「在宅支援」の基準もみえないので市独自の運用方法がわからないというのがあります。明示してほしいです。</p> <p>事業者が仕事をしやすいように円滑化を図るのが行政（地方公共団体）の仕事であると考えます。もう少し、わかりやすく見えるようにしてほしいという思いがあります。</p> <p>○制度が変わったときに、学習会を市主体で行ってほしいです。他市（大阪市）では率先して勉強会を開き、事業者に変更点をわかりやすく指導しているそうです。正直、現場を運営している事業者では変化や変更の細部までとらえることが難しい時もあります。監査で指摘するだけではなくて、事前に変更の時に、教えてもらえるような仕組みを作ってほしいです。</p> <p>○行政独自の事なかれ主義、閉鎖性のある対応が気になります。問題が起きなければよいといった雰囲気が感じられて、市民サービスの充実のために取り組んでいこうといった気概、思いが伝わらないです。いまだに、面談室ではなくてプライベートな内容も面談室が不足しているという理由で申請の場所で行っています。対応を考えると聞いてからの返答も遅いです。「市民のことを第一」に考えて欲しいです。</p> <p>○視覚障害の方のために、合理的配慮義務があるにも関わらず、点字の資料を用意していないとある方から聞きました。行政というのは合理的配慮を率先して行うべき善管注意義務の優先度が高い場所であると認識しています。そういったような市民の声を蔑ろにしない対応をお願いしたいです。</p>	<p>障害福祉サービス・地域生活支援事業につきましては、支給決定の透明化・明確化の観点から支給決定基準を市ホームページに公表しているところです。障害者が障害福祉サービスその他のサービスを利用しつつ自立した日常生活又は生活を営むことができるよう、引き続き公平かつ適正な事務執行に努めてまいります。</p>
7	2-3 障害		<p>障害者福祉は、行政に任された最重要任務の一つです。障害を持っていても、市民として普通に生活ができる障害者ケアを成し遂げたとき、行政の任務が達成されたと言えるのではありませんか。障害者福祉は市の鏡として努力してください。</p>	<p>障害者の地域生活を支えていくためには、障害者の地域生活を支える人的資源やサービス基盤など、社会資源を最大限活用し、制度を公正かつ適正に運営し、持続可能なものとなるよう努めてまいります。</p>
8	2-3 障害		<p>「第3章 茨木市障害者計画（第5次）・茨木市障害福祉計画（第7期）・茨木市障害児福祉計画（第3期）」について、節が分かれすぎており、わかりづらい。他の計画の構成と同様に前期計画と次期計画の2節の構成にしたほうがわかりやすいのではないかと。</p>	<p>ご意見を踏まえ、前期計画と次期計画の2節構成に修正いたします。</p>

パブリックコメントの意見概要と市の考え方
 茨木市総合保健福祉計画（第3次） 第2編 分野別計画
 第5章 健康いばらき21・食育推進計画（第4次）

No.	分類	頁	パブリックコメントによる意見の概要	市の考え方
1	2-5 健康	372	③歯科健康診査の推進中、元気で自立した生活を送るため、歯科検診を間断なく奨励されたい。	今後とも、生涯を通じた切れ目のない歯科口腔保健を推進してまいります。
2	2-5 健康	390	「18歳以上の市民の喫煙率の減少」について 法律で20歳未満の喫煙は禁止されておりますので、「20歳以上の市民の喫煙率の減少」と表現した方が適切ではないでしょうか。 また、今後、喫煙率の減少を目指すため禁煙支援等の取組みが考えられますが、全ての喫煙者への禁煙支援ではなく、禁煙希望者（やめたい人）への支援との理解で間違いないでしょうか。	現状値を把握する目的で実施したアンケート調査の年齢区分に合わせて18歳以上としていたものですが、ご意見を踏まえ、「市民の喫煙率の減少」へと修正いたします。 喫煙率の減少をめざすための取組につきましては、全ての市民を対象とした、たばこに対する正しい知識の習得や理解を深める取組に加え、禁煙希望者（やめたい人）に対する禁煙外来等の情報提供など、適切な支援が重要と考えております。

パブリックコメントの意見概要と市の考え方
 茨木市総合保健福祉計画（第3次） 第2編 分野別計画
 第5章 健康いばらき21・食育推進計画（第4次）

No.	分類	頁	パブリックコメントによる意見の概要	市の考え方
3	2-5 健康	396	<p>②受動喫煙対策について、以下3点を要望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「望まない」の文言を追加すること ・駅前周辺等における屋外分煙所の整備推進をより積極的に実施いただくこと ・正しい知識の周知・啓発は、科学的・合理的な根拠に基づいて、実施いただくこと <p>健康増進法や大阪府受動喫煙防止条例では、「望まない」受動喫煙の防止、と表現されており、広く周知しています。貴市におかれましても「望まない」を追記した方が、市民の方々へ馴染みやすいと考えます。また、望まない受動喫煙を防止していくためには、誰でも利用できる屋外分煙所（公衆喫煙所）の整備が現実的且つ効果的な対策であると考えます。今後、2025年4月には大阪府受動喫煙防止条例の完全施行により、客席面積30㎡以上の飲食店に禁煙化の義務が課されます。喫煙者が屋外で喫煙されることが容易に想定され、今まで以上に屋外分煙所の整備促進が喫緊の課題と考えます。「令和6年度税制改正大綱」や2023年10月27日に総務省自治税務局から「分煙施設のより一層の整備推進と分煙施設整備に係る参考事例集の送付について」においても、各自治体へ分煙施設のより一層の整備を促進するように明記されていると認識しております。これまでも、駅周辺を路上喫煙禁止地区として指定し、併せて屋外分煙所の整備もいただきました。マナー向上やまち美化の観点から有効な取り組みであると考えます。引き続き、より積極的な屋外分煙所の整備推進（財源には市たばこ税を活用）をしていただくことを、心より期待しております。（特に路上喫煙禁止地区であるが、指定喫煙所がない阪急茨木市駅、JR総持寺駅への早期整備）</p> <p>また、受動喫煙防止についての正しい知識の周知・啓発に際しては、科学的根拠（エビデンス）に基づき誤解を生じさせないように実施いただけますよう要望いたします。健康に関する情報は世の中に溢れていますが、その根拠が乏しいものが多いのも事実です。それはたばこに関しても同様であると考えています。仮に行政が、科学的・合理的な根拠に基づかない情報を市民に発信した場合、喫煙者に対する差別や偏見、風評被害に繋がる恐れがあり、死活問題であると考えます。行政が情報発信する際には、科学的・合理的な根拠に基づいて実施いただけますよう、何卒ご配慮お願いいたします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「望まない」の文言を追加すること ⇒ご意見を踏まえ、追記いたします。 ・駅前周辺等における屋外分煙所の整備推進をより積極的に実施いただくこと ⇒今後の駅周辺整備の際において、屋外分煙所の必要性を含め、検討してまいります。 ・正しい知識の周知・啓発は、科学的・合理的な根拠に基づいて、実施いただくこと ⇒今後とも、科学的・合理的根拠に基づき、正しい知識を適切に周知してまいります。
4	2-5 健康	400	<p>④生産から消費までを通じた食育の推進中、食品ロス削減に、各部署連携を強化し取り組まれたい。</p>	<p>今後とも、食育を推進する中で関係部署と連携し、食品ロス削減に努めてまいります。</p>

パブリックコメントの意見概要と市の考え方 その他

No.	分類	頁	パブリックコメントによる意見の概要	市の考え方
1	その他	162 254	<p>「茨木市居住支援協議会」の設立の検討について 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第51条1項では「地方公共団体、支援法人、宅地建物取引業者（宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第二条第三号に規定する宅地建物取引業者をいう。）、賃貸住宅を管理する事業を行う者その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者は、住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関し必要な措置について協議するため、住宅確保要配慮者居住支援協議会（以下「支援協議会」という。）を組織することができる。」とあります。</p> <p>現在北摂地域では豊中市や摂津市に居住支援協議会が存在します。 増加する空き家問題と住居を必要としている方々への支援を円滑に行うために、茨木市、不動産、社会福祉法人等により構成される「茨木市居住支援協議会」を設立することを検討されてはいかがでしょうか。</p>	ご意見として承り、居住政策担当部局と連携して取組を研究してまいります。
2	その他	415	用語説明、各々掲載ページを記載されたい。	用語説明につきましては、計画内で何度も使用されている用語が多く、掲載ページを記載することが難しいため、現行通りといたします。冊子として発行する際には、初出の箇所の欄外に説明を記載いたします。
3	その他		<p>罪を犯した障害者・高齢者に対する支援計画の検討について 「(厚生労働省：事務連絡)違法行為をした障害者・高齢者のうち福祉的支援を要し真に支援を望む人への支援について（平成27年12月24日）」では中核市以上の地方公共団体に対して、罪を犯した障害者・高齢者に対する福祉的支援が適切に受けられることを要求しています。</p> <p>茨木市は特例市であり、同事務連絡の対象にはなりません。しかしながら、福祉従事者が刑余者に対する偏見等からサービスの受け入れ拒否があるなど、罪を犯した障害者・高齢者への支援体制が十分とは言えません。これらの背景を踏まえるならば、茨木市も同事務連絡を準用すべきと考えます。</p> <p>地域社会において孤立した結果、犯罪行動に至る障害者・高齢者に対する支援計画の検討をお願いいたします。</p>	茨木市再犯防止推進計画の中で、罪を犯した人の地域社会での立ち直りの支援、再犯防止の環境づくりの推進をめざしております。更生保護サポートセンターの運営支援や社会を明るくする運動の推進等を通じて、更生保護の推進に努めてまいります。
4	その他		概要版を市内公共施設に配布してください。	情報ルーム、市内図書館等に配架する予定です。
5	その他		読みやすいわかりやすいレイアウトを工夫されたい。	ご指摘を踏まえ、整理いたします。

パブリックコメントの意見概要と市の考え方 その他

No.	分類	頁	パブリックコメントによる意見の概要	市の考え方
6	その他		奥付にコストを表記されたい。(茨木市コスト表記実施要綱による)	ご指摘を踏まえ、市民に配付する概要版について、コストを表記いたします。
7	その他		茨木市は健全な市運営がなされていると思っています。しかし、市民サービスをもっと充実させて欲しいです。介護、医療、福祉、教育は誰もが等しく必要なもので負担が少ないのが理想です。住み良い市になって住民が増える様なまちづくりをして欲しいです	ご意見として承り、制度を公正かつ適正に運営し、持続可能なものとなるよう努めてまいります。
8	その他		茨木市の福祉行政に関わる不祥事の発生に対する市長の見解を求めます。令和5年度において市の福祉行政上、生保行政関係職員の汚職問題、障害者福祉施設での利用者の入浴火傷事故が、マスコミにより全国に報道されました。市政に関わっての不祥事ですから、市の倫理弛緩についての見解を広報に載せてください。	計画の記載事項に関わる内容ではないことから、ご意見として承ります。
9	その他		市政から見た、市民の基本権を市の諸施設に掲示して下さい。その中に居住権、生活必需品の購入権、交通権が入るように議会で議論してください。	ご意見として承ります。
10	その他		保健福祉計画には、結婚、妊娠、出産、子育て、教育の施策を通じて、少子化対策に有効な施策が盛り込まれていなければなりません。全国に見本にすべき施策があります。市政の大きな柱にしてください。	ご意見として承ります。
11	その他		3次計画からは外れるかもしれませんが、国保の府内統一化の矛盾について意見を述べます。医療事情は大阪のような比較的地域差の少ない地域でも、やはり地域差があつて、例えば千早赤阪村など、農村地域は医療機関も少なく、医療的へき地であつたために、低い保険料で賄ってきたのです。そこへ府内統一化によって一挙に高額国保料が押し付けられます。これは地方自治の破壊であり、生存権の否定です。市として制度改悪に異議を唱えてください。	計画の記載事項に関わる内容ではないことから、ご意見として承ります。
12	その他		「各分野の適正化」について 実際に起こっていることは福祉サービスの出し渋りであり、人権保障に逆行し、更なる地域経済、地域社会の疲弊を促進するような取り組みは見直すべきです。 (同様の意見ほか1件)	法の趣旨や理念の実現に向け、法令等に基づいた制度運営を図り、支援を必要とする方々に適切なサービスを提供してまいります。